事業所名称
(　　　　　　　　　　　　　　　　)

質　問　票

健康保険 記号・番号・枝番（被扶養者番号）	生年月日	氏名
－		(フリガナ) 様
ご住所		

※健康保険の「枝番」は、受診者が被保険者の場合は省略できます。

１～５の質問事項すべてについて、選択肢のいずれか１つに☑を記入してください。

質問No	質問事項	選択肢
1	採血は食後何時間の間隔をあけて行いましたか。 （通常は10時間以上間隔をあけて採血を行います。）	□ 10時間以上 □ 3.5時間以上10時間未満 □ 3.5時間未満
2	血圧を下げる薬を飲んでいますか？	□ はい　□ いいえ
3	インスリン注射または血糖を下げる薬を飲んでいますか？	□ はい　□ いいえ
4	コレステロールまたは中性脂肪を下げる薬を飲んでいますか？	□ はい　□ いいえ
5	現在、タバコを習慣的(※)に吸っていますか？ ※「習慣的」な喫煙とは、最近1か月間吸っており、生涯で6か月間以上吸っている、又は合計100本以上吸っている状態をいいます。	□ はい □ 以前は吸っていたが、最近1か月は吸っていない □ いいえ

ご協力ありがとうございました。
全国健康保険協会宮崎支部

【定期健診結果データの提供について】

「高齢者の医療の確保に関する法律」第27条（下記【ご参考】をご参照ください。）において、保険者（協会けんぽ）は事業者等に対して健診結果の写しを提供するよう求めることができます。また、提供を求められた事業者等は健診結果の写しを提供しなければならないことが規定されています。

事業者等が健診結果の写しを保険者に提供することは、個人情報の保護に関する法律に抵触するものではございません。また、その健診結果に特定健康診査項目以外の健診結果が含まれている場合であっても、健康保険等の規定に基づき健診受診者（従業員）様の同意は不要となります。

【健診受診者（従業員）様へ】

健診結果をご提供の際に、健診結果に「質問票」の全ての項目が記載されている場合は、「質問票」の提出は不要です。

【健診受診者（従業員）様へ】

健診結果のうち、特定健康診査項目以外の健診結果については、全国健康保険協会において登録はいたしません。

また、ご提供いただきました健診結果の写しについては、特定健康診査結果を登録後、廃棄させていただきます。

≪ご提供を依頼する特定健康診査結果の項目等≫

事業者健診の健診項目のうち、実施基準に規定する①、②の健診項目及び③を対象とする。ただし、②については必須ではない。

① 身長、体重、BMI、腹囲、血圧、空腹時中性脂肪（注1）、HDLコレステロール、LDLコレステロール（注2）空腹時血糖又はHbA1c（NGSP値）（注3）、肝機能（AST(GOT)、ALT（GPT）、γ-GT（γ-GTP))、尿検査（尿糖、尿たんぱく）

② 心電図、血清クレアチニン（eGFR）、血液学検査（ヘモグロビン値、赤血球数）、その他の質問項目（注4）

③ 保険者番号、健康保険証記号・番号、枝番（被扶養者番号）（注5）、氏名（カナ）、住所、生年月日、性別、健診機関名（コード番号）、受診年月日の基本データ並びに 服薬歴、喫煙歴、メタボロックシンドローム判定、医師の診断（判定）、医師名、既往歴 及び自覚症状・他覚症状の有無

（注1）脂質検査において、健診実施前に食事を摂取している等により空腹時中性脂肪が測定できない場合は、随時中性脂肪でも可

（注2）空腹時中性脂肪又は随時中性脂肪が400㎎/d1以上又は食後採血の場合は、non-HDLコレステロールでも可

（注3）やむを得ず空腹時血糖以外においてHbA1c（NGSP値）を測定しない場合は、食直後（食事開始から3.5時間未満）を除き随時血糖でも可

（注4）標準的な健診・保健指導プログラム「標準的な質問票」の中から、階層化に必要な必須項目を除いたものを基本とする。

（注5）受診者が被保険者の場合は省略可

【ご参考】

「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和57年法律第80号）～抜粋～

第二十七条

3 保険者は、特定健康診査等の適切かつ有効な実施を図るため、加入者を使用している事業者等（厚生労働省令で定める者を含む。以下この項及び次項において同じ。）又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者に係る健康診断に関する記録の写しその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるものを提供するよう求めることができる。

4 前三項の規定により、特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録、第百二十五条第一項に規定する健康診査若しくは保健指導に関する記録又は労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者、後期高齢者医療広域連合又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。